

【治山事業】

[評価調書]

復旧治山	高川南沢支流	-----	1
復旧治山	日入倉沢	-----	2
復旧治山	木綿沢	-----	3
復旧治山	塩沢	-----	4
復旧治山	黒森	-----	5
予防治山	周先ヶ原	-----	6
復旧治山	仲川上流	-----	7
復旧治山	三ツ子沢	-----	8
復旧治山	名所山左支流	-----	9
復旧治山	大城川左支流	-----	10
復旧治山	西の沢	-----	11
復旧治山	奥山上流	-----	12
復旧治山	沢上沢	-----	13
復旧治山	上七尾沢下流	-----	14
復旧治山	道志口沢	-----	15
復旧治山	黒木沢	-----	16
復旧治山	阿曾沢	-----	17
復旧治山	西向	-----	18
復旧治山	寺沢	-----	19
水源地域緊急整備	トヨカケ沢	-----	20
水源地域緊急整備	前ヨリ沢	-----	21
水源地域緊急整備	船窪沢	-----	22
復旧治山	ロク口沢支流	-----	23

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	葦崎市 清哲町青木	地区名	高川南沢支流(たかがわみなみさわしりゅう)	事業主体	山梨県
(1)事業概要				(3)事業の妥当性評価		妥当	妥当でない
①課題・背景		本箇所は、葦崎市清哲町青木地区を流れる、一級河川桐沢上流に位置している。連年の豪雨の影響で溪流の荒廃が顕著となり、溪流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れがあるため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。		①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当		○	
②整備目標・効果				②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備		○	
□主要目標		○土石流被害の防止 保全対象 人家 31戸 県道 160m 市道 150m 土砂整備率 (現況) 65% < 70% ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 有(第2次緊急輸送道路 県道葦崎南アルプス中央線) ※		③経済妥当性 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 4.30 > 1.0 ・便益(B) = 487 百万円 ・費用(C) = 113 百万円		○	
□副次目標				④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない		○	
□副次効果		○被災時の被害波及の防止(第2次緊急輸送道路 県道葦崎南アルプス中央線)		⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効		○	
				⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する		○	
				⑦事業計画の熟度 ・地元葦崎市より強い要望あり		○	
				<妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断			
(2)整備内容と整備量				(4)事業間優先度評価		○	
①整備内容		谷止工 3基		・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S I			
②整備期間		令和2年～令和4年		(5)総合評価		○	
③総事業費		135百万円(国費 61百万円(1/2) 県費 74百万円(1/2))		・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施			
④全体計画		令和2年 谷止工1基 45百万円 令和3年 谷止工1基 45百万円 令和4年 谷止工1基 45百万円		【事業位置図等】			
⑤既整備内容・期間・事業費		昭和47年～昭和50年 谷止工4基 65百万円 昭和54年～昭和63年 谷止工6基 126百万円 平成1年～平成7年 谷止工16基 床固工1基 341百万円 平成10年～平成15年 谷止工8基 261百万円 平成20年～平成30年 谷止工4基 床固工1基 121百万円					

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	南アルプス市芦安芦倉	地区名	日入倉沢(びりくらさわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要				(3)事業の妥当性評価		妥当	妥当でない
①課題・背景 本箇所は、南アルプス市芦安芦倉地区を流れる、一級河川御勅使川上流に位置している。連年の豪雨の影響で溪流の荒廃が顕著となり、溪流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れがあるため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。				①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②整備目標・効果				②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家 10戸 県道 1680m 土砂整備率 (現況)66% < 70% ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 有(第2次緊急輸送道路 県道甲斐芦安線)				③経済妥当性 費用便益費 便益(B)/費用(C)= 2.52 > 1.0 ・便益(B)= 286 百万円 ・費用(C)= 113 百万円		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
□副次目標 -				④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
□副次効果 ○被災時の被害波及の防止(第2次緊急輸送道路 県道甲斐芦安線)				⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				⑦事業計画の熟度 ・地元南アルプス市より強い要望あり		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				<妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断			
				(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: SI			
(2)整備内容と整備量				(5)総合評価		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
①整備内容 谷止工 3基				・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施			
②整備期間 令和2年～令和4年							
③総事業費 135百万円(国費 61百万円(1/2) 県費 74百万円(1/2))							
④全体計画 令和2年 谷止工1基 45百万円 令和3年 谷止工1基 45百万円 令和4年 谷止工1基 45百万円				【事業位置図等】 			
⑤既整備内容・期間・事業費 平成15年～平成27年 谷止工10基 442百万円							

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	北杜市 武川町黒澤 地内	地区名	木綿沢(きわたさわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要				(3)事業の妥当性評価			
①課題・背景				①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)			
本計画は、北杜市武川町黒澤地区を流れる、一級河川黒沢川上流に位置している。連年の豪雨の影響で溪流の荒廃が顕著となり、溪流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れがあるため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。				・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当			
				②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)			
②整備目標・効果				③経済妥当性			
				費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 1.84 > 1.0 ・便益(B) = 208 百万円 ・費用(C) = 113 百万円			
□主要目標				④事業実施・規模の妥当性			
○土石流被害の防止 保全対象 人家 10戸 市道 250m 林道100m 農道500m 土砂整備率 (現況) 18% < 70% ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 有(避難場所 武川運動公園) ※				・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない			
				⑤整備手法の有効性			
□副次目標				⑥環境負荷への配慮			
				・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する			
□副次効果				⑦事業計画の熟度			
				・地元北杜市より強い要望あり <妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断			
(2)整備内容と整備量				(4)事業間優先度評価			
①整備内容				・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 2 優先度評価: I			
②整備期間				(5)総合評価			
③総事業費				・(3)及び(4)の結果から「優先的」に実施			
④全体計画				【事業位置図等】			
⑤既整備内容・期間・事業費							
令和2年 谷止工1基 45百万円							
令和3年 谷止工1基 45百万円							
令和4年 谷止工1基 45百万円							
昭和40年 谷止工2基 3百万円							
昭和61年 谷止工1基 14百万円							

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	北中市 白州町大武川 地内	地区名	塩沢(しおざわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要				(3)事業の妥当性評価		妥当	妥当でない
①課題・背景		<p>本箇所は、北中市白州町大武川地区を流れる、一級河川塩沢川支流に位置している。連年の豪雨の影響で渓流の荒廃が顕著となり、渓流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れがあるため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。</p>		①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②整備目標・効果				③経済妥当性		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
□主要目標		<p>○土石流被害の防止 保全対象 人家 5戸 福祉施設1棟 国道17m 市道 1200m 土砂整備率 (現況)12 % < 70 % ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 有(第一次緊急輸送道路 国道20号) ※</p>		費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 1.51 > 1.0		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				・便益(B) = 165 百万円		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				・費用(C) = 109 百万円		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				④事業実施・規模の妥当性		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				⑤整備手法の有効性		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
□副次目標		—		⑥環境負荷への配慮		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				・切土法面は緑化し、裸地を残さない		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				⑦事業計画の熟度		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				・地元北中市より強い要望あり		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
□副次効果		○被災時の被害波及の防止(第一次緊急輸送道路 国道20号)		<妥当性評価>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				(4)事業間優先度評価		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S I		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(2)整備内容と整備量				(5)総合評価		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
①整備内容		谷止工 3基		・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②整備期間		令和2年～令和4年				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③総事業費		130百万円(国費59百万円(1/2) 県費71百万円(1/2))				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④全体計画		<p>令和2年 谷止工1基 44百万円 令和3年 谷止工1基 43百万円 令和4年 谷止工1基 43百万円</p>		【事業位置図等】		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑤既整備内容・期間・事業費		昭和62年～平成3年 谷止工6基、山腹工0.10ha 262百万円				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(火山)	事業箇所	北杜市須玉町小尾	地区名	黒森(くろもり)	事業主体	山梨県
(1)事業概要				(3)事業の妥当性評価		妥当	妥当でない
①課題・背景 本箇所は、北杜市須玉町小尾地区を流れる、一級河川塩川上流に位置している。連年の豪雨の影響で溪流の荒廃が顕著となり、溪流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れがあるため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。				①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②整備目標・効果				②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家 50戸 土砂整備率 (現況) 25% < 70% ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 無 ※				③経済妥当性 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 4.05 > 1.0 ・便益(B) = 738 百万円 ・費用(C) = 182 百万円		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
□副次目標				⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
□副次効果				⑦事業計画の熟度 ・地元北杜市より強い要望あり		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				<妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断			
				(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: b 副次効果ランク: 2 優先度評価: III			
(2)整備内容と整備量				(5)総合評価		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
①整備内容 谷止工 5基				・(3)及び(4)の結果から「優先的」に実施			
②整備期間 令和2年～令和6年							
③総事業費 225百万円(国費 112百万円(5.5/10) 県費 113百万円(4.5/10))							
④全体計画 令和2年 谷止工1基 45百万円 令和3年 谷止工1基 45百万円 令和4年 谷止工1基 45百万円 令和5年 谷止工1基 45百万円 令和6年 谷止工1基 45百万円				【事業位置図等】 			
⑤既整備内容・期間・事業費 平成6年～平成13年 谷止工14基 461百万円							

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	予防治山(火山)	事業箇所	北杜市	須玉町小尾	周先ヶ原	地区名	周先ヶ原(しゅうせんがはら)	事業主体	山梨県
(1)事業概要					(3)事業の妥当性評価				
①課題・背景					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)				
本箇所は、北杜市須玉町小尾地区を流れる一級河川塩川上流に位置している。連年の豪雨の影響で溪流の荒廃が顕著となり、溪流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れがあるため、土砂流出防止対策を早急を実施し、保全対象の保護を図る必要がある。					・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当				
					②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)				
②整備目標・効果					③経済妥当性				
□主要目標					費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 2.81 > 1.0 ・便益(B) = 368 百万円 ・費用(C) = 131 百万円				
○土石流災害の防止 保全対象 人家11戸 県道200m 市町村道150m 林道2400m 土砂整備率 (現況) 14 % < 70 % ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 無 ※ (※ 評価基準値)					④事業実施・規模の妥当性				
					・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない				
□副次目標					⑤整備手法の有効性				
-					⑥環境負荷への配慮				
					・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する				
□副次効果					⑦事業計画の熟度				
-					・地元北杜市より強い要望あり <妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断				
					(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: b 副次効果ランク: 2 優先度評価: III				
(2)整備内容と整備量					(5)総合評価				
①整備内容					-				
②整備期間					-				
③総事業費					-				
④全体計画					-				
⑤規整備内容・期間・事業費					-				
平成26年度 谷止工1基 33百万円					【事業位置図等】 				
平成30年度 谷止工1基 30百万円									
令和元年度 谷止工1基 33百万円									
令和2年度 谷止工1基 40百万円									
昭和50年度 谷止工1基 13百万円									
昭和51年度 谷止工1基 10百万円									
昭和52年度 谷止工1基 14百万円									
昭和53年度 谷止工1基、山腹工0.06ha 18百万円									
昭和54年度 谷止工1基 15百万円									

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	中央市 大鳥居 地内	地区名	仲川上流(なかがわじょうりゅう)	事業主体	山梨県
(1)事業概要				(3)事業の妥当性評価			
①課題・背景				①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)			
<p>本箇所は、中央市大鳥居地区を流れる一級河川仲川上流の荒廃溪流である。連年の豪雨の影響で溪岸浸食や山腹崩壊が拡大したことにより、溪流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れがあるため、復旧等の対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。</p>				<p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当</p>			
②整備目標・効果				②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)			
□主要目標				③経済妥当性			
<p>○土石流被害の防止 保全対象 人家 33戸 市道 1150m 土砂整備率 (現況)21 % < 70 % ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 無 ※</p>				<p>費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 4.25 > 1.0 ・便益(B) = 561 百万円 ・費用(C) = 132 百万円</p>			
□副次目標				④事業実施・規模の妥当性			
-				<p>・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない</p>			
□副次効果				⑤整備手法の有効性			
-				<p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効</p>			
				⑥環境負荷への配慮			
				<p>・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する</p>			
				⑦事業計画の熟度			
				<p>・地元中央市より強い要望あり</p>			
				<p><妥当性評価></p> <p>・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断</p>			
				(4)事業間優先度評価			
				<p>・貢献度ランク: b 副次効果ランク: 2 優先度評価: III</p>			
(2)整備内容と整備量				(5)総合評価			
①整備内容				<p>○</p>			
②整備期間				<p>・(3)及び(4)の結果から「優先的」に実施</p>			
③総事業費							
④全体計画				<p>【事業位置図等】</p>			
⑤既整備内容・期間・事業費							
<p>昭和38年 床固工1基 3百万円 昭和42~44年 床固工2基 12百万円 昭和47~49年 床固工3基 43百万円 昭和58年 谷止工1基 16百万円 平成4年 谷止工1基 25百万円</p>							

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山事業(通常)	事業箇所	笛吹市	八代町	竹居	地区名	三ツ子沢(みつごさわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要							(3)事業の妥当性評価		
①課題・背景							①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)		
本箇所は、笛吹市八代町竹居地区を流れる、一級河川浅川上流の荒廃溪流である。連年の豪雨の影響で溪岸浸食や山腹崩壊が拡大したことにより、溪流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れがあるため、復旧等の対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。							・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当		
							②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)		
②整備目標・効果 □主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家10戸 市道100m 土砂整備率 (現況)0%<70% ※ 災害実績 有 ※ 重要公共施設 無 ※ (※ 評価基準値)							・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備		
							③経済妥当性		
□副次目標 -							費用便益比 便益(B)÷費用(C)= 2.89 >1.0 ・便益(B)= 249 百万円 ・費用(C)= 86 百万円		
							④事業実施・規模の妥当性		
□副次効果 -							・流域内は山腹崩壊が発生し、不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。 なお、砂防ダムの計画はない。		
							⑤整備手法の有効性		
□副次効果 -							・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効		
							⑥環境負荷への配慮		
□副次効果 -							・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する		
							⑦事業計画の熟度		
□副次効果 -							・地元笛吹市より強い要望あり		
							<妥当性評価>		
(2)整備内容と整備量 ①整備内容 谷止工2基 山腹工A=0.30ha ②整備期間 令和2年度～令和3年度 ③総事業費 100百万円(国費 45百万円(1/2) 県費 55百万円(1/2)) ④全体計画 令和2年度 谷止工1基 山腹工A=0.30ha 60百万円 令和3年度 谷止工1基 40百万円 ⑤既整備内容・期間・事業費 -							・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断		
							(4)事業間優先度評価		
(5)総合評価							・貢献度ランク: b 副次効果ランク: 2 優先度評価: III		
							(3)及び(4)の結果から「優先的」に実施		
【事業位置図等】									

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山事業(通常)	事業箇所	笛吹市	境川町	藤袋	地区名	名所山左支流(めいしよやまさしりゅう)	事業主体	山梨県	
(1)事業概要						(3)事業の妥当性評価			妥当	妥当でない
①課題・背景			<p>本箇所は、笛吹市境川町藤袋地区を流れる、一級河川境川上流に位置している。連年の豪雨の影響で溪流の荒廃が顕著となり、溪流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れがある。また、溪流内には危険木となり得る流木が発生しており、今後、下流への流出の恐れがあるため、早急に対策を実施し、保全対象の保護を図る必要がある。</p>			<p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)</p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)</p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備</p>			○	
②整備目標・効果			<p>○土石流被害の防止 保全対象 人家2戸 県道900m 土砂整備率 (現況)94%≥70% ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 無 ※</p> <p>(※ 評価基準値)</p>			<p>③経済妥当性</p> <p>費用便益比 便益(B)÷費用(C)= 1.76 >1.0 ・便益(B)= 290 百万円 ・費用(C)= 165 百万円</p> <p>④事業実施・規模の妥当性</p> <p>・流域内は山腹崩壊が発生し、不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。 なお、砂防ダムの計画はない。</p> <p>⑤整備手法の有効性</p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効</p>			○	
□主要目標						⑥環境負荷への配慮			○	
□副次目標			-			<p>・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する</p> <p>⑦事業計画の熟度</p> <p>・地元笛吹市より強い要望あり</p>			○	
□副次効果			○飲雑用水の安定供給(大窪配水場)			<p><妥当性評価></p> <p>・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断</p>				
(2)整備内容と整備量						(4)事業間優先度評価				
①整備内容			谷止工4基 流木捕捉工2基			<p>・貢献度ランク: c 副次効果ランク: 1 優先度評価: III</p>				
②整備期間			令和2年度～令和5年度			(5)総合評価			○	
③総事業費			200百万円(国費 90百万円(1/2) 県費 110百万円(1/2))			<p>・(3)及び(4)の結果から「優先的」に実施</p>				
④全体計画			<p>令和2年度 流木捕捉工1基 30百万円 令和3年度 谷止工2基 80百万円 令和4年度 谷止工1基 45百万円 令和5年度 流木捕捉工1基谷止工1基 45百万円</p>			<p>【事業位置図等】</p>				
⑤既整備内容・期間・事業費			昭和41年～平成14年 谷止工21基 745百万円							

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山事業(通常)	事業箇所	南巨摩郡	身延町	大城	地区名	大城川左支流(おおじろがわさしりゅう)	事業主体	山梨県
(1)事業概要					(3)事業の妥当性評価				
①課題・背景 本箇所は、南巨摩郡身延町大城地区を流れる、一級河川大城川左支流の荒廃溪流である。連年の豪雨の影響で溪岸浸食や山腹崩壊が拡大したことにより、渓流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れがあるため、復旧等の対策を早急を実施し、保全対象の保護を図る必要がある。					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安林施設事業」に該当				
②整備目標・効果					②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備				
□主要目標 ○土石流災害の防止 保全対象 人家5戸 県道90m 町道140m 林道120m 土砂整備率 (現況)10%<70% ※ 災害実績 有(令和元年5月21日 5月豪雨) ※ 重要公共施設 有 緊急避難路(町道大城中村線) ※ (※評価基準値)					③経済妥当性 費用便益費 便益(B)/費用(C)= 1.24 >1.0 ・便益(B)= 146 百万円 ・費用(C)= 118 百万円				
□副次目標					④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は山腹崩壊が発生し、不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。 なお、砂防ダムの計画はない。				
□副次効果 ○飲雑用水の安定供給(大城地区簡易水道施設)					⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効				
					⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負担を軽減する				
					⑦事業計画の熟度 ・地元身延町より強い要望あり				
					<妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断				
(2)整備内容と整備量					(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S I				
①整備内容 谷止工3基 山腹補修工0.30ha					(5)総合評価				
②整備期間 令和2年度～令和4年度					○				
③総事業費 140百万(国費 63百万円(1/2) 県費 77百万円(1/2))					・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施				
④全体計画					【事業位置図等】				
令和2年度 谷止工1基 山腹補修工A=(0.15)ha 50百万円									
令和3年度 谷止工1基 山腹補修工A=(0.15)ha 50百万円									
令和4年度 谷止工1基 40百万円									
⑤既整備内容・期間・事業費									
昭和41年度 床固工1基 40百万円									
平成11年度～平成22年度 谷止工5基 158百万円									
平成11年度～平成22年度 山腹工0.56ha 36百万円									

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	南巨摩郡	身延町	身延	地区名	西の沢(にしのさわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要					(3)事業の妥当性評価			妥当	妥当でない
①課題・背景					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)			○	
本箇所は、南巨摩郡身延町身延地区を流れる、一級河川波木井川左支流の荒廃溪流である。連年の豪雨の影響で河岸浸食や山腹崩壊が拡大したことにより、溪流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れがあるため、復旧等の対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。					・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当。 ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備。			○	
②整備目標・効果					③経済妥当性			○	
□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家14戸 町道1,000m 土砂整備率 (現況)18% < 70% ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 有 (防災拠点 身延町役場身延支所) ※ (※評価基準値)					費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 3.75 > 1.0 ・便益(B) = 379 百万円 ・費用(C) = 101 百万円				
□副次目標					④事業実施・規模の妥当性			○	
					・流域内は山腹崩壊が発生し、不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。 なお、砂防ダムの計画はない。				
□副次効果					⑤整備手法の有効性			○	
○飲雑用水の安定供給(梅平地区簡易水道施設)					・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効。				
					⑥環境負荷への配慮			○	
					・切土法面は緑化し、裸地を残さない。 ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する。				
					⑦事業計画の熟度			○	
					・地元身延町より強い要望あり。 <妥当性評価> ・7項目全て妥当であることから、妥当と判断する。				
(2)整備内容と整備量					(4)事業間優先度評価				
①整備内容					・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S I				
②整備期間					(5)総合評価			○	
③総事業費					・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施				
④全体計画					【事業位置図等】				
令和2年度 谷止工1基 山腹工0.20ha 50百万円									
令和3年度 谷止工1基 30百万円									
令和4年度 谷止工1基 40百万円									
⑤既整備内容・期間・事業費					昭和35年度～昭和60年度 谷止工6基 30百万円				

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	南巨摩郡	南部町	富士	地区名	奥山上流(おくやまじょうりゅう)	事業主体	山梨県
(1)事業概要					(3)事業の妥当性評価				
①課題・背景					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)				
本箇所は、南巨摩郡南部町富士地区を流れる、一級河川富士川上流の荒廃溪流である。平成30年9月30日の台風24号により、下流へ土砂が流出し保全対象が被災した。今後台風などの豪雨により、沿岸浸食や山腹崩壊が拡大し、下流への土砂流出の恐れがあるため、復旧等の対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。					・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当。 ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備。				
					②整備目標・効果				
□主要目標 ○土石流災害の防止 保全対象 人家16戸 県道1500m 土砂整備率 (現況)15% < 70% ※ 災害実績 有 (平成30年9月30日 台風24号)※ 重要公共施設 有 (避難所 徳間多目的研修センター 避難地 消防ポンプ室前 避難地 徳間多目的研修センター前 避難地 徳間バス停留所前) ※ (※評価基準値)					費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 1.30 > 1.0 ・便益(B) = 495 百万円 ・費用(C) = 381 百万円				
□副次目標					④事業実施・規模の妥当性				
□副次効果					⑤整備手法の有効性				
○飲雑用水の安定供給(徳間地区簡易水道施設)					⑥環境負荷への配慮				
					⑦事業計画の熟度				
					・切土法面は緑化し、裸地を残さない。 ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する。				
					・地元南部町より強い要望あり。 <妥当性評価> ・7項目全て妥当であることから、妥当と判断する。				
(2)整備内容と整備量					(4)事業間優先度評価				
①整備内容					・貢献度ランク: a 副次効果ランク 1 優先度評価: SI				
②整備期間					(5)総合評価				
③総事業費					○				
④全体計画					・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施				
⑤規整備内容・期間・事業費					【事業位置図等】				
昭和62年～平成25年 谷止工・床固工16基 446百万円									

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	南巨摩郡	南部町	万沢	地区名	沢上沢(さわがみさわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要					(3)事業の妥当性評価			妥当	妥当でない
①課題・背景					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)			○	
本箇所は、南巨摩郡南部町沢上地区を流れる一級河川万沢川左支流に位置している。連年の豪雨の影響で溪流の荒廃が顕著となり、溪流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れがあるため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。					・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当。				
②整備目標・効果					②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)			○	
□主要目標					③経済妥当性			○	
○土石流被害の防止 保全対象 人家10戸 県道900m 土砂整備率 (現況)13% < 70% ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 有(避難所 沢上地域集会施設 避難地 沢上地域集会施設前) ※ (※評価基準値)					費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 2.68 > 1.0 ・便益(B) = 316 百万円 ・費用(C) = 118 百万円				
□副次目標					④事業実施・規模の妥当性			○	
					・流域内は治山堰堤が設置されているが満砂となっており、不安定土砂が下流へ流出する恐れがある。なお、砂防ダムの計画はない。				
□副次効果					⑤整備手法の有効性			○	
○飲雑用水の安定供給(沢上地区簡易水道施設)					・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効。				
					⑥環境負荷への配慮			○	
					・切土法面は緑化し、裸地を残さない。 ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する。				
					⑦事業計画の熟度			○	
					・地元南部町より強い要望あり。				
					<妥当性評価>				
					・7項目全て妥当であることから、妥当と判断する。				
(2)整備内容と整備量					(4)事業間優先度評価				
①整備内容 谷止工4基					・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S1				
②整備期間 令和2年度～令和4年度					(5)総合評価			○	
③総事業費 140百万円(国費63百万円(1/2) 県費77百万円(1/2))					・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施				
④全体計画					【事業位置図等】				
令和2年度 谷止工2基 60百万円									
令和3年度 谷止工1基 40百万円									
令和4年度 谷止工1基 40百万円									
⑤規整備内容・期間・事業費									
平成7年度 床固工1基 6百万円									
平成14年度 谷止工1基 5百万円									

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	南巨摩郡	富士川町	小室	地区名	上七尾沢下流(かみななおさわかりゅう)	事業主体	山梨県
(1)事業概要					(3)事業の妥当性評価				
①課題・背景 本箇所は、南巨摩郡富士川町小室地区を流れる、一級河川戸川の右支流に位置している。連年の豪雨の影響で渓流の荒廃が顕著となり、渓流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れがあるため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当。				
②整備目標・効果					②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備。				
□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家2戸 町道2500m 土砂整備率 (現況)24% < 70% ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 無 ※ (※ 評価基準値)					③経済妥当性 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 1.34 > 1.0 ・便益(B) = 185 百万円 ・費用(C) = 138 百万円				
□副次目標					④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は治山堰堤が設置されているが満砂となっており、不安定土砂が下流へ流出する恐れがある。なお、砂防ダムの計画はない。				
□副次効果 ○飲雑用水の安定供給(小室地区簡易水道施設)					⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効。				
					⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない。 ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する。				
					⑦事業計画の熟度 ・地元富士川町からの強い要望あり。				
					<妥当性評価> ・7項目全て妥当であることから、妥当と判断する。				
(2)整備内容と整備量					(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: b 副次効果ランク 1 優先度評価: II				
①整備内容 谷止工5基					(5)総合評価 ・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施。				
②整備期間 令和2年度～令和6年度					【事業位置図等】 				
③総事業費 170百万円(国費 77百万円(1/2) 県費 93百万円(1/2))									
④全体計画 令和2年度 谷止工1基 35百万円 令和3年度 谷止工1基 40百万円 令和4年度 谷止工1基 35百万円 令和5年度 谷止工1基 30百万円 令和6年度 谷止工1基 30百万円									
⑤既整備内容・期間・事業費 昭和40年度～平成30年度 谷止工13基 287百万円 平成27年度 山腹工0.10ha 7百万円									

(土石流被害による評価)

事業名	復旧治山事業(通常)	事業箇所	都留市 朝日曾雌	地区名	道志口沢(どうしぐちさわ)	(区分)	国補	
事業概要						事業主体	山梨県	
①課題・背景	<p>本箇所は、都留市朝日曾雌地区を流れる、一級河川朝日川上流の荒廃渓流である。平成30年10月1日の台風24号により、下流へ土砂が流出し保全対象が被災した。今後台風などの豪雨により、渓岸浸食や山腹崩壊が拡大し、下流への土砂流出の恐れがあるため、復旧等の対策を早急を実施し、保全対象の保護を図る必要がある。</p>					③事業の妥当性評価	妥当 妥当でない	
②整備目標・効果	<p>□主要目標</p> <p>○土石流災害の防止 保全対象 人家13戸 林道70m 県道30m ※ 土砂整備率 (現況)0%<70% ※ 災害実績 有(平成30年10月1日 台風24号)※ 重要公共施設 有(第2次緊急輸送道路 県道四日市場上野原線) ※</p> <p>(※ 評価基準値)</p>					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)	○	
□副次目標						②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)	○	
□副次効果	○被災時の被害波及の防止(第2次緊急輸送道路 県道四日市場上野原線)					③経済妥当性	○	
②整備内容と整備量	<p>①整備内容 谷止工5基 山腹工0.10ha</p> <p>②整備期間 令和2年度～令和5年度</p> <p>③総事業費 170百万円(国費 77百万円(1/2) 県費 93百万円(1/2))</p> <p>④全体計画</p> <p>令和2年度 谷止工2基 60百万円</p> <p>令和3年度 谷止工1基 山腹工0.10ha 50百万円</p> <p>令和4年度 谷止工1基 30百万円</p> <p>令和5年度 谷止工1基 30百万円</p>					④事業実施・規模の妥当性	○	
⑤既整備内容・期間・事業費						⑤整備手法の有効性	○	
						⑥環境負荷への配慮	○	
						⑦事業計画の熟度	○	
						費用便益比 便益(B)÷費用(C)= 2.20 > 1.0		
						・便益(B)= 312 百万円		
						・費用(C)= 142 百万円		
						・流域内は山腹崩壊が発生し、不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。なお、砂防ダムの計画はない。		
						・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効		
						・切土法面は緑化し、裸地を残さない		
						・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する		
						・地元都留市より強い要望あり		
						<妥当性評価>		
						・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断		
						(4)事業間優先度評価		
						・貢献度ランク: a 副次効果ランク 1 優先度評価: S I		
						(5)総合評価	○	
						・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施		
						【事業位置図等】		

(土石流被害による評価)

事業名	復旧治山事業(通常)	事業箇所	都留市	大野	地区名	黒木沢(くろきさわ)	(区分)	国補	
(1)事業概要							事業主体	山梨県	
①課題・背景	<p>本箇所は、都留市大野細野地区を流れる、一級河川細野川上流に位置している。連年の豪雨の影響で溪流の荒廃が顕著となり、溪流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れがあるため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。</p>				<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備 <p>③経済妥当性</p> <p>費用便益比 便益(B)÷費用(C)= 1.80 > 1.0</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便益(B)= 267 百万円 ・費用(C)= 148 百万円 <p>④事業実施・規模の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域内は山腹崩壊が発生し、不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。なお、砂防ダムの計画はない。 <p>⑤整備手法の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効 <p>⑥環境負荷への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する <p>⑦事業計画の熟度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元都留市より強い要望あり <p><妥当性評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断 <p>(4)事業間優先度評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貢献度ランク: a 副次効果ランク 1 優先度評価: S I <p>(5)総合評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施 			妥当	妥当でない
②整備目標・効果	<p>□主要目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土石流災害の防止 保全対象 人家11戸 市道300m 県道10m 土砂整備率 (現況)10% < 70% ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 有 (第2次緊急輸送道路 県道都留道志線) ※ <p>(※ 評価基準値)</p>								
□副次目標	-								
□副次効果	○被災時の被害波及の防止(第2次緊急輸送道路 県道都留道志線)								
(2)整備内容と整備量									
①整備内容	谷止工4基								
②整備期間	令和2年度～令和5年度								
③総事業費	180百万円(国費 81百万円(1/2) 県費 99百万円(1/2))								
④全体計画	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 谷止工1基 45百万円 令和3年度 谷止工1基 45百万円 令和4年度 谷止工1基 45百万円 令和5年度 谷止工1基 45百万円 								
⑤既整備内容・期間・事業費	昭和56年～平成20年 谷止工15基 407百万円								
					<p>【事業位置図等】</p>				

(土石流被害による評価)

事業名	復旧治山事業(通常)	事業箇所	大月市	初狩町	中初狩	地区名	阿曾沢(あそうざわ)	(区分)	国補
事業概要								事業主体	山梨県
①課題・背景	<p>本箇所は、大月市初狩町中初狩地区を流れる、一級河川笹子川上流に位置している。連年の豪雨の影響で溪流の荒廃が顕著となり、溪流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れがあるため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。</p>							妥当	妥当でない
②整備目標・効果	<p>□主要目標</p> <p>○土石流災害の防止 保全対象 人家11戸 国道500m 鉄道(中央本線)20m 市道100m 土砂整備率 (現況)0%<70% ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 有 (第1次緊急輸送道路 国道20号線) ※</p> <p>(※ 評価基準値)</p>							○	
□副次目標	-							○	
□副次効果	○被災時の被害波及の防止(第1次緊急輸送道路 国道20号)							○	
②整備内容と整備量	<p>①整備内容 谷止工3基</p> <p>②整備期間 令和2年度～令和4年度</p> <p>③総事業費 110百万円(国費 50百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2))</p> <p>④全体計画</p> <p>令和2年度 谷止工1基 35百万円 令和3年度 谷止工1基 35百万円 令和4年度 谷止工1基 40百万円</p>							○	
⑤既整備内容・期間・事業費								○	
<p>③事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備</p> <p>③経済妥当性 費用便益比 便益(B)÷費用(C)= 3.31 > 1.0 ・便益(B)= 305 百万円 ・費用(C)= 92 百万円</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は山腹崩壊が発生し、不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。 なお、砂防ダムの計画はない。</p> <p>⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する</p> <p>⑦事業計画の熟度 ・地元大月市より強い要望あり</p> <p><妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断</p> <p>(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: a 副次効果ランク 1 優先度評価: S I</p> <p>(5)総合評価 ・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施</p>								<p>【事業位置図等】</p> 	

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山事業(通常)	事業箇所	南都留郡	道志村	西向	地区名	西向(にしむかい)	事業主体	山梨県
(1)事業概要					(3)事業の妥当性評価				
①課題・背景 本箇所は、道志村長又地区を流れる、一級河川道志川支流の荒廃溪流である。令和元年10月11日の台風19号により、下流へ土砂が流出し保全対象が被災した。今後台風などの豪雨により、渓岸浸食や山腹崩壊が拡大し、下流への土砂流出の恐れがあるため、復旧等の対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当				
②整備目標・効果					②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備				
□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家12戸 国道700m 土砂整備率 現況 23% < 70% ※ 災害実績 有(令和元年10月11日から13日にかけての台風19号の影響)※ 重要公共施設 有(第一次緊急輸送道路 国道413号線)※ (※評価基準値)					③経済妥当性 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 1.43 > 1.0 ・便益(B) = 276 百万円 ・費用(C) = 193 百万円				
□副次目標					④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。なお、砂防ダムの計画はない。				
□副次効果 ○被災時の被害波及の防止(第一次緊急輸送道路 国道413号線)					⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効				
					⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する				
					⑦事業計画の熟度 ・地元住民、道志村より強い要望あり				
					<妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断				
					(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: SI				
(2)整備内容と整備量					(5)総合評価				
①整備内容 谷止工3基 山腹工A=0.15ha					○				
②整備期間 令和2年度～令和5年度					・(3)及び(4)の結果から「優先的」に実施				
③総事業費 240百万円(国費109百万円(5/10)、県費131百万円(5/10))									
④全体計画					【事業位置図等】				
令和2年度 山腹工A=0.15ha 80百万円									
令和3年度 谷止工2基 80百万円									
令和4年度 谷止工1基 60百万円									
令和5年度 流路工L=40m 20百万円									
⑤既整備内容・期間・事業費									
令和元年度 谷止工1基 43百万円(災害関連緊急治山)									

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山事業(火山)	事業箇所	南都留郡	山中湖村	平野	地区名	寺沢(てらさわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要					(3)事業の妥当性評価				
①課題・背景 本計画箇所は、山中湖村平野地区を流れる一級河川大堀川支流の荒廃溪流である。近年の集中豪雨や台風の影響で溪岸浸食や山腹崩壊が拡大したことにより、溪流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土石流流出対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当				
②整備目標・効果					②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備				
□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家8戸 国道 土砂整備率 現況 0% < 70% ※ 災害実績 有(平成30年9月30日台風24号の影響) ※ 重要公共施設 有(第一次緊急輸送道路 国道413号) ※					③経済妥当性 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 2.05 > 1.0 ・便益(B) = 207 百万円 ・費用(C) = 101 百万円				
□副次目標					④事業実施・規模の妥当性 ・流域内には不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。なお、砂防ダムの計画はない。				
□副次効果 ○被災時の被害波及の防止(第一次緊急輸送道路 国道413号)					⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効				
					⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する				
					⑦事業計画の熟度 ・地元山中湖村より強い要望あり				
					<妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断				
					(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S I				
(2)整備内容と整備量					(5)総合評価				
①整備内容 谷止工2基 山腹工A=0.10ha					・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施				
②整備期間 令和2年度～令和4年度									
③総事業費 120百万円(国費60百万円(5.5/10)、県費60百万円(4.5/10))									
④全体計画 令和2年度 谷止工1基 50百万円 令和3年度 山腹工A=0.10ha 40百万円 令和4年度 谷止工1基 30百万円					【事業位置図等】 				
⑤既整備内容・期間・事業費									

(森林機能の維持・向上による評価)

(区分) 国補

事業名	水源地域緊急整備事業(通常)	事業箇所	南巨摩郡	早川町	雨畑	地区名	トヨカケ沢(とよかけさわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要					(3)事業の妥当性評価				
①課題・背景					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)				
本箇所は、南巨摩郡早川町雨畑地区を流れる、一級河川雨畑川上流の荒廃溪流である。平成30年9月30日の台風24号により、下流へ土砂が流出し保全対象が被災した。今後台風などの豪雨により、溪岸浸食や山腹崩壊が拡大し、下流への土砂流出の恐れがあるため、復旧等の対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。					・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当。				
					②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)				
②整備目標・効果					③経済妥当性				
□主要目標					費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 1.34 > 1.0 ・便益(B) = 313 百万円 ・費用(C) = 234 百万円				
○森林機能の維持・向上 要整備森林の状況(ランク) 3 ≥ 3 ※ 林分密度(RY) 0.9 ≥ 0.8 ※ 山地荒廃率(%) 1.7 ≥ 0.5 ※ (※評価基準値)					④事業実施・規模の妥当性				
					・林内照度がなく、下層植生が見られないことから、本数調整伐を37ha実施し、下層植生の回復を図る。				
□副次目標					⑤整備手法の有効性				
○土石流災害の防止 保全対象 県営林道100m 土砂整備率 (現況)3% < 70% ※ 災害実績 有 (平成30年9月30日 台風24号) ※ 重要公共施設 無 ※ (※評価基準値)					⑥環境負荷への配慮				
					・切土法面は緑化し、裸地を残さない。 ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する。				
□副次効果					⑦事業計画の熟度				
-					・地元早川より強い要望あり。 <妥当性評価> ・7項目全て妥当であることから、妥当と判断する。				
					(4)事業間優先度評価				
(2)整備内容と整備量					・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: SI				
					(5)総合評価				
①整備内容					・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施				
②整備期間					【事業位置図等】 				
③総事業費									
④全体計画									
⑤規整備内容・期間・事業費									
令和2年度 谷止工1基、森林整備A=8.00ha 50百万円 令和3年度 山腹工A=0.30ha、森林整備A=8.00ha 60百万円 令和4年度 山腹工A=0.30ha、森林整備A=8.00ha 60百万円 令和5年度 山腹工A=0.30ha、森林整備A=8.00ha 60百万円 令和6年度 谷止工1基、山腹工A=0.10ha、森林整備A=5.00ha 60百万円									
昭和55年度～昭和57年度 谷止工3基 65百万円									

(森林機能の維持向上の評価)

事業名		水源地域緊急整備事業(通常)	事業箇所	都留市	鹿留	地区名	前ヨリ沢(まえよりさわ)	事業主体	山梨県	国補
(1)事業概要						(3)事業の妥当性評価		妥当	妥当でない	
①課題・背景						①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)		○		
本箇所は、都留市鹿留地区を流れる、一級河川鹿留川上流に位置している。林分密度の過密化による保安林の機能低下や連年の豪雨で渓流の荒廃が顕著となり、渓流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れがあるため、森林整備及び溪間工により、保安林機能の高度化を図る必要がある。						・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当				
②整備目標・効果						②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)		○		
□主要目標						・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備				
○森林機能の維持・向上 要整備森林の現況(ランク) 4≥3 ※ 林分密度(RY) 0.9≥0.8 ※ 山地荒廃率(%) 2.6% ≥0.5% ※※						③経済妥当性		○		
						費用便益比 便益(B)/費用(C)= 1.58 >1.0				
						・便益(B)= 195 百万円				
						・費用(C)= 123 百万円				
□副次目標						④事業実施・規模の妥当性		○		
○土石流災害の防止 保全対象 林道2000m 土砂整備率 (現況)10% <70% ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 無 ※						・林内照度がなく、下層植生が見られないことから、本数調整伐を7.30ha実施し、下層植生の回復を図る。				
						⑤整備手法の有効性		○		
						・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効				
□副次効果						⑥環境負荷への配慮		○		
-						・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する				
						⑦事業計画の熟度		○		
						・地元都留市より強い要望あり				
						<妥当性評価>				
						・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断				
(2)整備内容と整備量						(4)事業間優先度評価				
①整備内容						・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S I				
②整備期間						(5)総合評価		○		
③総事業費						・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施				
④全体計画						【事業位置図等】				
令和2年度						令和2年度 谷止工1基 森林整備2.00ha 30百万円				
令和3年度						令和3年度 谷止工1基 森林整備2.00ha 40百万円				
令和4年度						令和4年度 谷止工1基 森林整備1.80ha 40百万円				
令和5年度						令和5年度 谷止工1基 森林整備1.50ha 40百万円				
⑤既整備内容・期間・事業費						昭和47年 谷止工1基 6百万円				
						平成11年 谷止工1基 21百万円				
						平成14年 山腹工0.06ha 10百万円				
						平成15年 谷止工2基 47百万円				
						平成16年 床固工1基 山腹工 0.08ha 24百万円				

(森林機能の維持向上による評価)

事業名	水源地域緊急整備事業(通常)	事業箇所	大月市	七保町	奈良子	地区名	船窪沢(ふなくぼさわ)	(区分)	国補												
(1)事業概要						(3)事業の妥当性評価		妥当	妥当でない												
①課題・背景	<p>本箇所は、大月市七保町奈良子地区を流れる、一級河川小俣川上流に位置している。林分密度の過密化による保安林の機能低下や連年の豪雨で渓流の荒廃が顕著となり、渓流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れがあるため、森林整備及び溪間工により、保安林機能の高度化を図る必要がある。</p>					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>												
						・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当															
						②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>												
						・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備															
②整備目標・効果						③経済妥当性		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>												
□主要目標	<p>○森林機能の維持・向上 要整備森林の現況(ランク) 4≥3 ※ 林分密度(RY) 0.9≥0.8 ※ 山地荒廃率(%) 7.5%≥0.5% ※</p> <p>(※ 評価基準値)</p>					費用便益比 便益(B)÷費用(C)= 1.41 >1.0 ・便益(B)= 131 百万円 ・費用(C)= 93 百万円															
						④事業実施・規模の妥当性		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>												
						・林内照度がなく、下層植生が見られないことから、本数調整伐を4.50ha実施し、下層植生の回復を図る															
						⑤整備手法の有効性		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>												
						・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効															
□副次目標	<p>○土石流災害の防止 保全対象 人家1戸 林道1000m 土砂整備率 (現況)58% <70% ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 無 ※</p>					⑥環境負荷への配慮		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>												
						・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する															
						⑦事業計画の熟度		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>												
						・地元大月市より強い要望あり															
□副次効果	—					<妥当性評価>															
						・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断															
						(4)事業間優先度評価															
						・貢献度ランク: a 副次効果ランク 1 優先度評価: S I															
(2)整備内容と整備量						(5)総合評価		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>												
①整備内容	谷止工4基 森林整備4.50ha					・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施															
②整備期間	令和2年度～令和4年度																				
③総事業費	110百万円(国費 50百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2))																				
④全体計画	<table border="1"> <tr> <td>令和2年度</td> <td>谷止工2基</td> <td>森林整備 2.00ha</td> <td>50百万円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>森林整備 1.70ha</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>森林整備 0.80ha</td> <td>30百万円</td> </tr> </table>					令和2年度	谷止工2基	森林整備 2.00ha	50百万円	令和3年度	谷止工1基	森林整備 1.70ha	30百万円	令和4年度	谷止工1基	森林整備 0.80ha	30百万円				
令和2年度	谷止工2基	森林整備 2.00ha	50百万円																		
令和3年度	谷止工1基	森林整備 1.70ha	30百万円																		
令和4年度	谷止工1基	森林整備 0.80ha	30百万円																		
⑤既整備内容・期間・事業費	<table border="1"> <tr> <td>昭和51年～平成2年</td> <td>谷止工10基</td> <td>213百万円</td> </tr> <tr> <td>昭和51年～平成4年</td> <td>山腹工A=0.54ha</td> <td>62百万円</td> </tr> </table>					昭和51年～平成2年	谷止工10基	213百万円	昭和51年～平成4年	山腹工A=0.54ha	62百万円										
昭和51年～平成2年	谷止工10基	213百万円																			
昭和51年～平成4年	山腹工A=0.54ha	62百万円																			
						【事業位置図等】															

(崖崩れ被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	南アルプス市 芦安支所 地内	地区名	ロクロ沢支流(ろくろさわしりゅう)	事業主体	山梨県
(1)事業概要				(3)事業の妥当性評価		妥当	妥当でない
①課題・背景				①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
本箇所は、南アルプス市芦安支所地区に流入する、一級河川御勅使川右支流に位置している。連年の豪雨により山腹崩壊が発生した箇所である。今後豪雨等により拡大し、その土砂が流出し被害を及ぼす恐れがあるため、早急に崩壊地の復旧対策を実施し、保全対象の保護を図る必要がある。				・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②整備目標・効果				③経済妥当性		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 1.78 > 1.0 ・便益(B) = 152 百万円 ・費用(C) = 85 百万円		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
□主要目標				④事業実施・規模の妥当性		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
○崖崩れ被害の防止 保全対象 人家5戸≧5戸 ※ 県道970m 災害実績 無 ※ 重要公共施設 有(第二次緊急輸送道路 県道 甲斐芦安線) ※ (※ 評価基準値)				・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				⑤整備手法の有効性		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
□副次目標				⑥環境負荷への配慮		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
□副次効果				・切土法面は緑化し、裸地を残さない		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
○被災時の被害波及の防止(第二次緊急輸送道路 県道 甲斐芦安線)				⑦事業計画の熟度		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
				・地元南アルプス市より強い要望あり		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(2)整備内容と整備量				<妥当性評価>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
①整備内容				・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②整備期間				(4)事業間優先度評価		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③総事業費				・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S I		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④全体計画				(5)総合評価		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑤既整備内容・期間・事業費				・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
昭和42年～平成4年度 谷止工7基 148百万円				【事業位置図等】		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
昭和40年～昭和52年度 床固工4基 40百万円							